

【消費生活の窓口から】

電気の契約切り替えトラブルにご注意を！

～いつの間にか切り替えに～

電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が急増しています。

<事例1> 大手電力会社を名乗る電話があり顧客番号等を伝えたところ、見知らぬ小売電気事業者との契約に切り替わっていた。

<事例2> 「電気料金が安くなる」と言われ資料を請求したつもりが、いつの間にか契約が切り替わっており、解約料を請求された。

<事例3> 契約の切り替えを勧誘する事業者が、スマートメーターの設置名目で消費者の情報を聞き出していた。

<事例4> 契約締結時の説明よりも高い料金を請求され、知らない間に付随契約を締結させられていた。

【アドバイス】

◆電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。

◆切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載

されています。検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたとい

うケースもあります。

切り替え検討の意思が無ければ、安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。

◆電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフ等ができる場合があります。

トラブルを避けるためにも、小売電気事業者の切り替えが行われてしまった場合には、速やかに切り替

え先の小売電気事業者にクーリング・オフを申し出ましょう。

◆困った時は、早めに消費生活相談窓口か経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民 G 内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3